

**GHG 妥当性確認機関・検証機関に対する  
認定の補足基準**  
— 温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び  
検証のための仕様及び手引 —

**JAB GR101-2010**

制定日：2010年7月1日

公益財団法人日本適合性認定協会

## GHG 妥当性確認・検証機関に対する認定の補足基準

### 序文

この基準は、以下の本文で別段の定めのない限り、ISO 14064-3:2006 Greenhouse gases: Specification with guidance for the validation or verification of greenhouse gas assertionsを変更することなく採用する。

備考 1 : ISO 14064-3:2006 と同等内容の JIS Q 14064-3 が制定された時点で、ISO 14064-3:2006 を JIS Q 14065 に読み替えるものとする。

2 : この基準では、ISO 14064-3:2006 邦訳版（財団法人 日本規格協会発行）にて用いられている用語を使用する。

なお、JIS Q 14064-3 が制定された時点で、同 JIS で用いられている用語に読み替えるものとする。

### 1. 適用範囲

この基準は、GHG 妥当性確認・検証に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、GHG 妥当性確認・検証機関という）に対する要求事項の補足基準を規定する。

備考：上記の序文及び適用範囲は、この基準のために記載したものであるが、ISO 14064-3:2006 の「序文」及び「1. 適用範囲」を変更する意図はない。意図しているのは、ISO 14064-3:2006 との整合である。

### 2. 引用規格及び関連文書

この項に掲げる規格及び文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない引用規格又は文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト（[www.jab.or.jp](http://www.jab.or.jp)）で閲覧及びダウンロード可能。

#### 2.1 関連文書

JAB GR100-2010 GHG 妥当性確認・検証機関に対する認定の基準

JAB GR102-2010 GHG 妥当性確認・検証機関に対する認定の補足基準－温室効果ガスの妥当性確認チーム及び検証チームの力量に関する要求事項－

JAB GR200-2010 GHG 妥当性確認・検証機関の認定の手順

JAB GR300-2010 「GHG 妥当性確認・検証機関に対する認定の基準」についての指針

### 3. 用語及び定義

ISO14064-3:2006 の「2. 用語及び定義」を適用する。

### 4. 原則

ISO14064-3:2006 の「3. 原則」を適用する。

5. 妥当性確認及び検証に関する要求事項

ISO14064-3:2006 の「4. 妥当性確認及び検証に関する要求事項」を適用する。

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします